

新宿区 附置義務自転車等駐輪場 整備の手引き

新宿区の附置義務駐輪場制度について

※新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例に基づく制度

新宿区では、自転車の利用を発生させる商業施設などに対して、条例で自転車等駐輪場の設置を義務付けています。

都市計画法で定める区域の【商業地域】【近隣商業地域】【第二種住居地域】及び【準工業地域】に、一定規模以上の指定用途の施設を新設又は増築する場合は、**自転車等駐輪場の設置が必要**です。



■ 設置が必要となる指定用途施設

② 小売店・飲食店

④ 健康増進施設

① 遊技場

③ 金融機関

⑤ 学習・教養・趣味等教授施設

新築又は増築などをする場合、条例に基づき自転車等駐輪場を「当該施設若しくはその敷地内」又は「当該施設から 250m以内」に設置しなければなりません。

① 附置義務駐輪場制度について

1. 指定区域

条例に基づき駐輪場の設置が義務付けられる区域は、都市計画法 第8条第1項第1号に規定する区内の①商業地域、②近隣商業地域、③第2種住居地域、④準工業地域の全域が対象となります。

2. 自転車等駐輪場の規模

指定区域において、次の表の**指定用途の施設**で、次の表の**規模**を**新築又は増築等**する場合は、次の表により算定した規模の自転車等駐輪場を設置しなければなりません。

施設の用途	施設の規模	自転車等駐輪場の規模
遊技場 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行うもの	床面積の合計が300㎡を超えるもの ※遊技室、景品交換所及びこれらに類するもの	床面積15㎡ごとに1台 ・床面積が5,000㎡を超える部分については、床面積30㎡ごとに1台
百貨店、スーパーマーケット その他の小売店又は飲食店 ※小売店又は飲食店の営業を行うもの	床面積の合計が400㎡を超えるもの ※売り場（飲食店の客席及び待機室を含む。）、売り場の通路、ショーウィンドー、ショールーム、催事場、承り所及びこれらに類するもの	床面積20㎡ごとに1台 ・床面積が1,200㎡を超える部分については、床面積60㎡ごとに1台 ・床面積が5,000㎡を超える部分については、床面積120㎡ごとに1台
銀行その他の金融機関 ※銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合及び金融商品取引業者の本店又は支店で、一般の利用者のための店舗部分を有するもの	床面積の合計が500㎡を超えるもの ※銀行室、接客室、待合室、応接室、現金自動支払機設置室及びこれらに類するもの	床面積25㎡ごとに1台 ・床面積が5,000㎡を超える部分については、床面積50㎡ごとに1台
スポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設 ※ボーリング場、スケート場、水泳場その他トレーニング、ダンス等の用に供する施設★で一般の利用者を対象として営業するもの。	床面積の合計が500㎡を超えるもの ※競技場、運動場、練習場、マッサージ室、更衣室、浴室、シャワー室、休憩室、観覧席及びこれらに類するもの	床面積25㎡ごとに1台
学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設 ※教室、講堂、実習室等を常設し、これを学習、教養、趣味等の教授のために一般の利用者を対象として営業するもの	床面積の合計が300㎡を超えるもの ※教室、講堂、実習室、図書室、資料室及びこれらに類するもの	床面積15㎡ごとに1台

備考

- ・この表により算定した自転車等駐輪場の規模に1台未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、ます。
- ・従業員専用として設けられた部分並びに倉庫、便所、階段及び昇降機等の部分の面積は算入しません。
- ・自転車等駐輪場の駐輪部分の面積は、駐輪台数1台につき1㎡以上とします。ただし、装置等を用いることにより効率的に利用することができる自転車等駐輪場は、この限りではありません。
- ・2以上の指定用途に供する施設（混合用途施設）については、それぞれの用途では対象面積以下だった場合でも、当該用途ごとに上記表の自転車等駐輪場の規模により算出した台数の合計が20台以上の場合に届出の対象となります。

★自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第5条第3項の公益的施設を除く

新制度に基づく自転車等駐輪場の概要を示しています。
旧制度と異なる「隔地での整備」及び「特例の適用」については、特に注意して確認ください。

新制度

3. 自転車等駐輪場の設置場所

自転車等駐輪場は、当該施設若しくはその敷地内又は当該施設から **250m以内** に設置しなければなりません。

■改定の内容

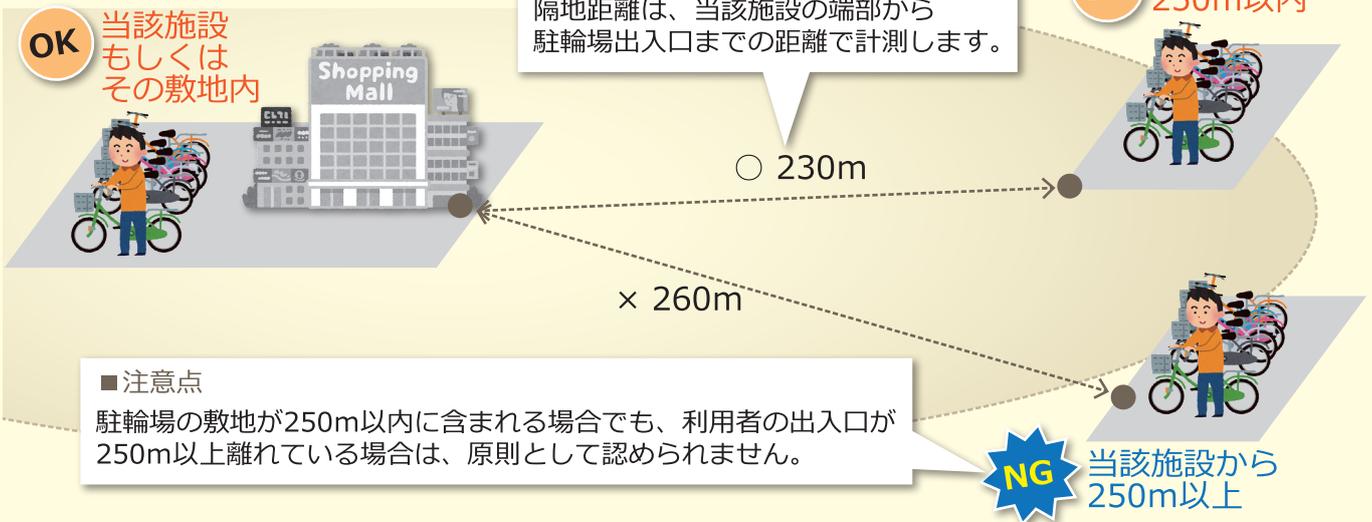
これまでの**50m以内**を**250m以内**に延長。
離れた場所での設置を可能にしました。

■注意点

隔地距離は、当該施設の端部から駐輪場出入口までの距離で計測します。

OK

当該施設から
250m以内



新制度

4. 自転車等駐輪場の規模の特例

自転車等駐輪場を設置する場合、次の表に示す「利便性向上を図るための施策」を実施した場合は、当該自転車駐輪場の規模を、**50%までの範囲で減ずる**ことができます。ただし、既に設置されている駐輪場の規模を削減することはできません。

■改定の内容

新たな特例制度です。
地上階や時間利用の設定など、利用者が使いやすい駐輪場を整備した場合に、整備規模を削減できるようにしました。

利便性を図るための施策		削減割合
A	地上階への設置、又は立体全自動機械式駐輪場等の設置	50%
B	上下階（2F・B1F）への設置	25%
C	専用昇降施設（EV等）の設置	25%
D	有料駐輪場の場合、無料時間の設定（最低1時間以上）	25%

※ただし、組み合わせにより削減できる台数は最大で50%までとします。

特例の具体的な内容は、次ページを参照

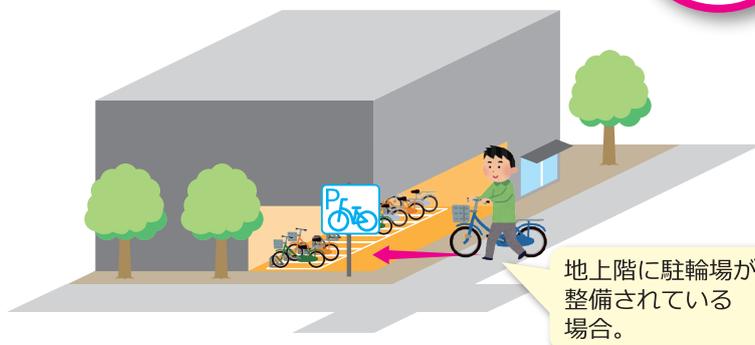
② 自転車等駐輪場の規模の特例

A: 地上階への設置又は立体全自動機械式駐輪場等の設置

削減割合
50%

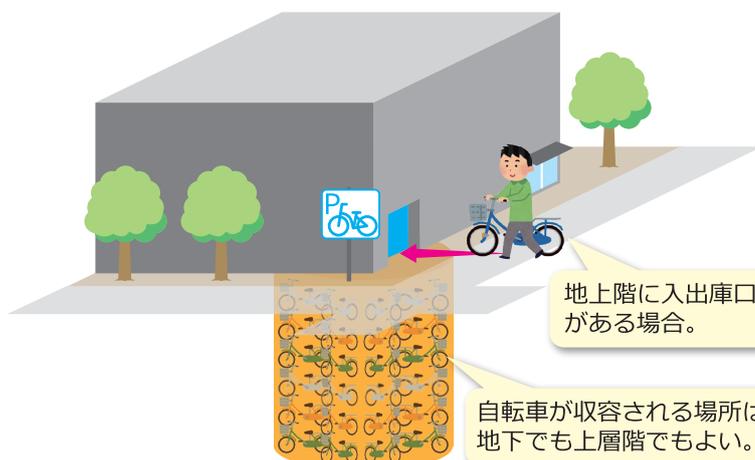
■ 地上階への設置イメージ

道路や敷地内から直接出入できる「地上階」に駐輪場を設置する場合、**50%の規模の削減**が適用されます。



■ 立体全自動機械式駐輪場のイメージ

道路や敷地内から直接出入できる場所に、立体全自動式駐輪場の入出庫口を設置する場合、**50%の規模の削減**が適用されます。

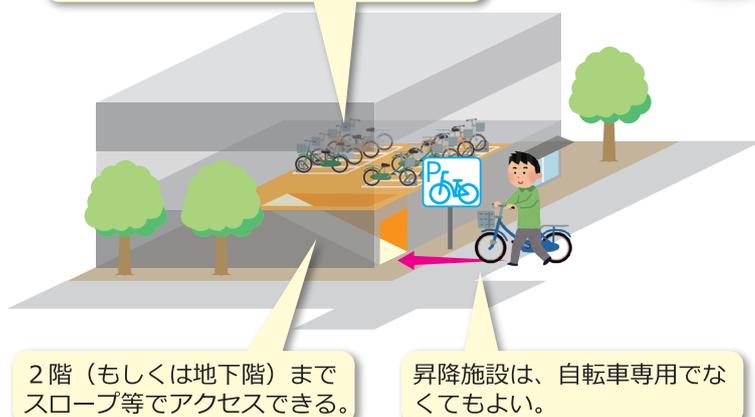


B: 上下階（2F・B1F）への設置

削減割合
25%

2階もしくは地下1階の上下階に整備した場合、**25%の規模の削減**が適用されます。

駐輪場が2階もしくは地下1階に整備されている。（下図は2階の場合）



利便性の高い自転車等駐輪場を整備した場合に受けることができる規模削減の特例について、具体的なイメージとともに整理しています。

C: エレベーターなど、自転車専用の昇降施設の設置

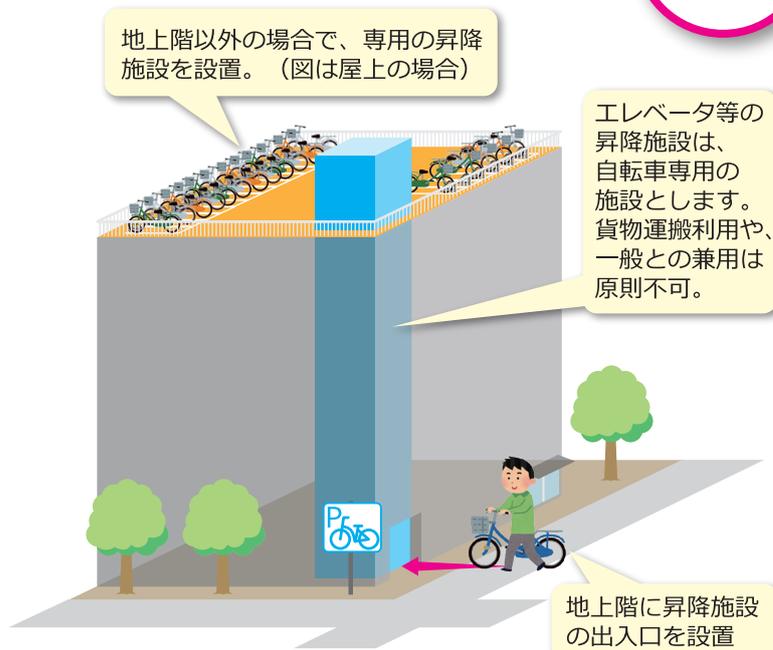
削減割合

25%

地上階以外の駐輪場で自転車専用の昇降施設を設置する場合、25%の規模の削減が適用されます。

なお、昇降施設は自転車専用のものとし、貨物運搬や一般も利用するなどとの兼用を前提とした施設は、原則として認められません。

また、昇降施設の出入口は、地上階からアクセスできる場所に設置することを基本とします。



D: 有料の場合に、無料時間を設定した場合 (最低1時間無料)

削減割合

25%

多くの駐輪場利用者への対応を想定し、有料駐輪場の場合で、1時間以上の無料時間を設定した場合は、25%規模の削減が適用されます。

なお、全時間を無料とした場合は、対象になりません。



備考

複数の特例の要件を満たし、削減割合が50%を超える場合であっても、最大で50%までの削減割合となります。

特例適用を含めた算出例は、次ページを参照

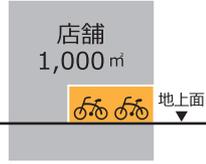
③ 附置義務台数の算出例

例① 小規模な単独施設

【特例】地上に無料時間付有料駐輪場を設置

新築 単独用途 特例あり

【床面積】 店舗 1,000㎡
 【原単位】 店舗 20㎡毎1台
 【算定条件】 新築



特例の適用	A: 地上面への設置 (50%)	○
	B: 上下階への設置 (25%)	×
	C: 昇降機機への設置 (25%)	×
	D: 無料時間の設定 (25%)	○

計算式

Step1 特例前の基準台数

①基準台数	50台 (= 1,000㎡ ÷ 20㎡/台)
うち特例対象	50台 (地上面1箇所のみ)
うち対象外	0台

Step2 特例による削減可能台数

A: 地上面への設置 (50%) (適用台数) 50台 × (割合) 50% = 25台削減
 D: 無料時間の設定 (25%) (適用台数) 50台 × (割合) 25% = 12.5台削減

合計 37.5台削減 > 特例適用最大数 (50%上限) **25台**

特例は全特例対象台数の50%までとなります。

Step3 特例を用いた場合の台数

①基準台数	50台
②特例削減分	-25台
最低必要台数	25台

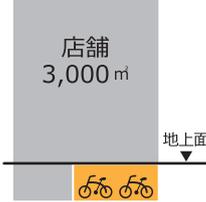
本来は50台必要な店舗でも、半分の25台の整備で済みます。

例② 大規模な単独施設

【特例】地上・地下に複数の駐輪場を設置

新築 単独用途 特例あり

※屋上は対象外
 【床面積】 店舗 3,000㎡ (大規模施設の減免あり)
 【原単位】 店舗 20㎡毎1台
 【算定条件】 新築



特例の適用	A: 地上面への設置 (50%)	×
	B: 上下階への設置 (25%)	○ (地下)
	C: 昇降機機への設置 (25%)	×
	D: 無料時間の設定 (25%)	×

計算式

Step1 特例前の基準台数

①基準台数	90台 (= 1,200㎡ ÷ 20㎡/台 + 1,800㎡ ÷ 60㎡/台)
うち特例対象	50台 (地下に設置) ← 特例対象の台数を最初に設定します。
うち対象外	40台 (屋上に設置) ※対象外の台数は全体からの差分

Step2 特例による削減可能台数

B: 上下階への設置 (25%) (適用台数) 50台 × (割合) 25% = 12.5台削減

合計 12.5台削減 < 特例適用最大数 (50%上限) **25台**

特例は全特例対象台数の50%までとなります。

Step3 特例を用いた場合の台数

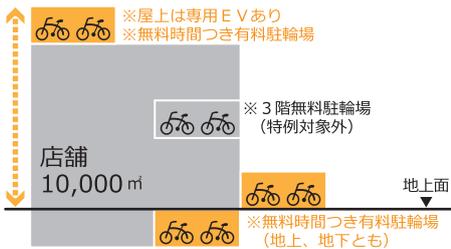
①基準台数	90台
②特例削減分	-12.5台
最低必要台数	77台

地下50台分整備で、屋上は27台分の整備で良い。ただし、特例適用を受ける地下の台数は減らせません。

例③ 大規模な単独施設 (駐輪場を複数箇所設置する場合)

【特例】地上・地下・屋上・上層階に、複数の駐輪場を設置

新築 単独用途 特例あり



【床面積】 店舗 10,000㎡ (大規模施設の減免あり)
 【原単位】 店舗 20㎡毎1台
 【算定条件】 新築

店舗部分の適用基準

0㎡ ~ 1,200㎡	20㎡毎1台
1,200㎡ ~ 5,000㎡	60㎡毎1台
5,000㎡ ~	120㎡毎1台

特例の適用	A: 地上面への設置 (50%)	○ (地上)
	B: 上下階への設置 (25%)	○ (地下)
	C: 昇降機機への設置 (25%)	○ (屋上)
	D: 無料時間の設定 (25%)	○ (地上・地下・屋上)

複数施設が適用対象の場合、削減台数は適用を受ける台数の合計値を使います。

計算式

Step1 特例前の基準台数

①基準台数	164台 (= 1,200㎡ ÷ 20㎡/台 + 3,800㎡ ÷ 60㎡/台 + 5,000㎡ ÷ 120㎡/台)
うち特例対象	40台 (地上に設置) 20台 (地下に設置) ← 特例対象の各箇所の台数を最初に設定します。 50台 (屋上に設置) ※専用EVあり
うち対象外	54台 (3階に設置)

Step2 特例による削減可能台数

A: 地上面への設置 (50%) (適用台数) 40台 × (割合) 50% = 20台削減
 B: 上下階への設置 (25%) (適用台数) 20台 × (割合) 25% = 5台削減
 C: 昇降機機への設置 (25%) (適用台数) 50台 × (割合) 25% = 12.5台削減
 D: 無料時間の設定 (25%) (適用台数) 110台 × (割合) 25% = 27.5台削減
 ※適用台数 110台 = 地上40台 + 地下20台 + 屋上50台

合計 65台削減 > 特例適用最大数 (50%上限) **55台**

特例は全特例対象台数の50%までとなります。

Step3 特例を用いた場合の台数

①基準台数	164台
②特例削減分	-55台
最低必要台数	109台

地上・地下・屋上に特例対象110台整備することで、3階部分の54台を整備する必要がなくなります。

特例を検討される方は、ご注意ください。

- 特例適用を受ける駐輪場の台数は、最初に設定する必要があります。(計算条件に必要なため)
- 削減可能な台数は、「特例適用対象外の駐輪場」から削減していただきます。
 ※例①のように適用施設のみ場合は除きます。

このページでの算出例は、想定したものです。
 実際の附置義務台数の算出時は、提出書類を作成し、事前協議を行ってください。

例④ 小規模な単独施設

新築 単独用途 特例なし

店舗 500㎡	【床面積】	店舗	500㎡
	【原単位】	店舗	20㎡毎1台
	【算定条件】	新築	

計算式

$$\frac{\text{床面積}}{\text{原単位}} = \frac{500\text{㎡}}{20\text{㎡/台}} = 25\text{台} > 20\text{台}$$

例⑤ 小規模な複合施設

新築 混合用途 特例なし

店舗 310㎡	【床面積】	店舗	310㎡	銀行	210㎡
	【原単位】	店舗	20㎡毎1台	銀行	25㎡毎1台
銀行 210㎡	【算定条件】 新築				

計算式

$$\frac{310\text{㎡}}{20\text{㎡/台}} + \frac{210\text{㎡}}{25\text{㎡/台}} = 15.5\text{台} + 8.4\text{台} = 23\text{台} > 20\text{台}$$

1台未満の端数は切捨て

例⑥ 大規模な複合施設

新築 混合用途 特例なし

店舗 7,000㎡	【床面積】	店舗	7,000㎡	銀行	210㎡	飲食店	310㎡
	【原単位】	店舗	20㎡毎1台	銀行	25㎡毎1台	飲食店	20㎡毎1台
	【算定条件】	新築					

大規模施設の減免適用

計算式

$$\frac{1,200\text{㎡}}{20\text{㎡/台}} + \frac{3,800\text{㎡}}{60\text{㎡/台}} + \frac{2,000\text{㎡}}{120\text{㎡/台}} = 60\text{台} + 63.3\text{台} + 16.6\text{台} = 139.9\text{台}$$

店舗部分の適用基準	0㎡～1,200㎡	20㎡毎1台
	1,200㎡～5,000㎡	60㎡毎1台
	5,000㎡～	120㎡毎1台

$$\frac{210\text{㎡}}{25\text{㎡/台}} + \frac{300\text{㎡}}{20\text{㎡/台}} = 8.4\text{台} + 15\text{台} = 23.4\text{台}$$

$$139.9\text{台} + 23.4\text{台} = 163.3\text{台} = 163\text{台}$$

例⑦ 指定区域内外に渡る場合

新築 複合用途 特例なし

商業地域 店舗 500㎡	【床面積】	店舗 (商業地域)	500㎡	店舗 (住居地域)	400㎡
	【原単位】	店舗 (商業地域)	20㎡毎1台	店舗 (住居地域)	※対象外
住居地域 店舗 400㎡	【算定条件】 新築				

指定区域外のため条例第19条に基づき対象外となる。

計算式

$$\frac{500\text{㎡}}{20\text{㎡/台}} = 25\text{台} > 20\text{台}$$

自転車駐輪場の需要としては、**全面積900㎡に相当する45台分**が必要である旨を説明。

例⑧ 「増築」の取扱い

増築 単独用途 特例なし

適用日の基本的な考え方
 適用日※以後に工事着手 → 増築後の施設を**全て新築**したものとみなし算定。
 適用日※以前に工事着手 → 増築後の部分にのみ適用して算定。

店舗 (増築) 150㎡	【床面積】	店舗 (増築)	150㎡	店舗 (既存)	300㎡
店舗 (既存) 300㎡	【原単位】	店舗 (増築)	20㎡毎1台	店舗 (既存)	20㎡毎1台
【算定条件】 増築 (全て新築として取扱)					

適用日「以前」の場合

$$\frac{150\text{㎡}}{20\text{㎡/台}} = 7.5\text{台} = 7\text{台}$$

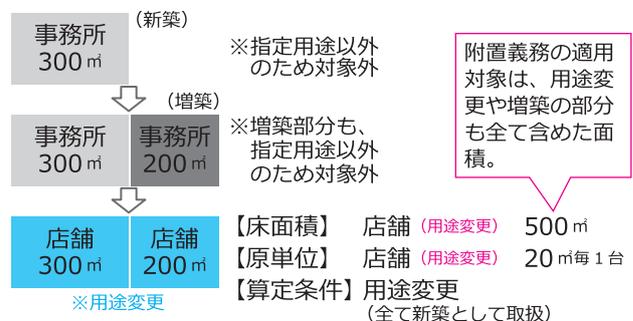
適用日以後に増築された部分のみ適用対象

自転車駐輪場の需要としては、**全面積450㎡に相当する22台分**が必要である旨を説明。

例⑨ 「用途変更」の取扱い

用途変更 単独用途 特例なし

適用日の基本的な考え方
 適用日※以後に工事着手 → 用途変更後の施設を**全て新築**したものとみなし算定。
 適用日※以前に工事着手 → 適用日以降に**増築された施設の用途変更した部分**にのみ適用。



適用日「以前」の場合

$$\frac{200\text{㎡}}{20\text{㎡/台}} = 10\text{台}$$

適用日以後に増築された施設の用途変更した部分のみ適用対象

自転車駐輪場の需要としては、**全面積500㎡に相当する25台分**が必要である旨を説明。

■各種手続きなど詳しい内容について

QRコード



区のホームページでは、手続きに関する様式等のダウンロードができます。あわせてご確認ください。

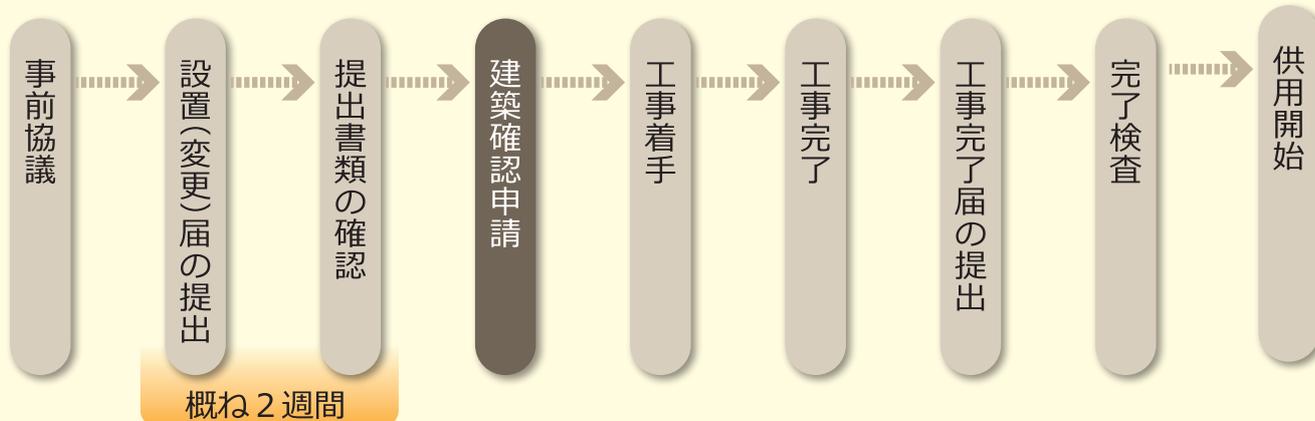
区専用ホームページ

https://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/index17_03.html

申請手続きの流れ

申請手続きは、次の図の流れで進めます。

申請者からの事前協議を経て設置（変更）の届出提出後、概ね2週間程度で副本を返却します。ただし、書類の不備や訂正等がある場合は、返却までの期間が延長することがあります。



申請手続きの提出書類

自転車等駐輪場の位置・規模等について、次の様式及び添付図書を **みどり土木部交通対策課自転車対策係** に提出してください。

● 自転車等駐輪場設置・変更届（第6号様式）

● 施設及び自転車等駐輪場の案内図及び配置図（添付図書）

● 施設及び自転車等駐輪場の各階平面図（添付図書）

● 自転車等駐輪場の構造図（添付図書）

● 自転車等駐輪場の規模の特例に関する計算書（添付図書）

● 自転車等駐輪場設置完了届（第7号様式）

● その他、自転車等駐輪場の規模（台数）計算書、施設及び自転車等駐輪場の求積図等、駐輪場までの経路図、案内板設置箇所図面、変更概要書（添付図書・変更届提出の場合）、完了写真等（添付図書）

※届出書類は正副2部提出

問合せ・提出先

新宿区 みどり土木部 交通対策課 自転車対策係
電話（代表）03-3209-1111（内線）4672～4676

印刷物作成番号
2022-4-3810